資料１

地域少子化対策強化交付金を活用した主な事業

結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行うための仕組みの構築

・結婚・妊娠・出産・育児に携わる関係者と一般県民によるフォーラム等の開催（県民運動、少子化危機突破宣言の採択、「結婚や家族のすばらしさを考える」）　【富山県、三重県、鳥取県、高知県、福岡県、宮崎県】

・県の複数部局や市町村、団体、企業、ボランティアの多様な主体の連携・協働による切れ目のない支援推進体制の構築　【島根県】

・みえの少子化対策を考えるフューチャーセンター事業

（フューチャーセンター：様々なセクターからの参加者が集まり、未来志向で少子化対策のためのアイディアを考える交流の機会）　【三重県】

・地域で少子化対策に切れ目なく取り組む“シニア世代”の養成

【鳥取県】

結婚に向けた情報提供等

・結婚や家族のすばらしさを考えるフォーラムの開催　【山口県】

・毎月「０」のつく日を「ラブの日」又は毎月１日を「愛の日」とした結婚ポジティブキャンペーン　【香川県】

・高校生や大学生を含む若い世代を対象に、結婚について考えるための講義　【香川県】

・結婚の意義、結婚後の生活設計などを考えるワークショップ【三重県】

・結婚・妊娠・出産・育児を含むライフプラン講座　【香川県】

・「妊孕性等普及啓発標準プログラム」の作成　【岡山県】

・独身者向けセミナーの開催　【島根県、高知県、福岡県】

・結婚を希望する独身男女の情報の一元化、結婚支援事業の実施

【富山県】

・結婚支援相談窓口の設置、セミナーの開催　【高知県】

・ピアカウンセラーの養成　【宮城県】

・結婚応援者のスキルアップ、ネットワークの強化、結婚応援団体へのアドバイザーの派遣　【三重県、岡山県、福岡県】

・親世代を対象にしたシンポジウムの開催、親向け結婚応援冊子の作成

【香川県】

妊娠・出産に関する情報提供

・妊娠・出産等に関する正しい知識・情報提供、人材育成（企業内研修、男子生徒・パートナーへの啓発、祖父母への出前講座）

【宮城県、富山県、香川県、高知県、福岡県、宮崎県】

・ピアカウンセラーの養成、支援　【宮城県、鳥取県】

・児童・生徒を対象とした助産師による講座の実施　【島根県】

・思春期ライフプラン教育の実施　【三重県】

・調査・研究、相談・教育技術の向上、正しい知識の普及啓発を行うた

めの機関の設立 【鳥取県】

・マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントのない職場づくり 【三重県、香川県】

結婚・妊娠・出産・育児をしやすい地域づくりに向けた環境整備

・子育て支援人材の育成、データベース化、マッチング【宮城県、富山県】

・妊娠から育児までの切れ目のない支援を行うための人材育成（母子保健支援者）、関係機関のネットワークの構築 【三重県】

・医療・保健・福祉の連携による妊娠・出産・育児の切れ目ない支援体制の構築 【香川県】

・大学と連携した子育て支援人材情報の集約・提供 【岡山県】

・潜在保育士の掘り起し、復帰支援 【岡山県】

・病児・病後児サポートのための人材育成、関係機関のネットワーク化 【富山県】

・大学や企業へのイクメン・カジダン出前講座の開催 【富山県】

・育児男子の育成（育児男子アドバイザーの養成、育児男子の表彰等）【三重県】

・イクメン応援事業（父親個人による子育て（イクメン）宣言、父親向け育児応援 HP） 【香川県】

・お父さんの育児手帳 【山口県】

・父子手帳を利用した父親への育児講座の開催 【宮崎県】

・産後ケア体制の構築　【高知県】

・産前・産後ケアの実態調査、県独自の産前産後ケアの検討　【鳥取県】

・「企業の子宝率」を用いた企業の子育て推進力調査、普及啓発【鳥取県】

・企業の子育て支援環境の整備に向けた啓発　【高知県】

・キャラバン隊（パパ隊員・ママ隊員）による「赤ちゃんの駅」の推進

【宮崎県】

地域における少子化対策の強化（内閣府政策統括官（共生社会政策担当）少子化対策担当）

２５年度補正予算額　　30.1億円（新規）

事業概要・目的

【事業の目的】

我が国の危機的な少子化問題に対応するため、結婚・妊娠・出産・育児の一貫した「切れ目ない支援」を行うことを目的に、地域の実情に応じたニーズに対応する地域独自の先駆的な取組みを行う地方公共団体を支援する。

【事業の概要】

○ 地域の実情に応じたニーズに対応する結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」を実施。

○ 国は、計画に盛り込むべき事項を提示。都道府県は、地域の実情に応じた結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」を行うための計画を策定し事業実施。市区町村は、都道府県が定める計画に沿って独自の計画を作成し、都道府県は各市区町村の事業を支援。

○ 都道府県及び市区町村が定める計画には、以下の事業を盛り込む。
- 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行うための仕組みの構築
- 結婚に向けた情報提供等
- 妊娠・出産に関する情報提供
- 結婚・妊娠・出産・育児をしやすい地域づくりに向けた環境整備

地域少子化対策強化交付金

・補助率：　10／10
・交付上限：都道府県　4000万円（市区町村分を除く。）
　　政令指定都市・中核市・特別区　2000万円
　　上記以外の市町村　800万円

事業の流れ

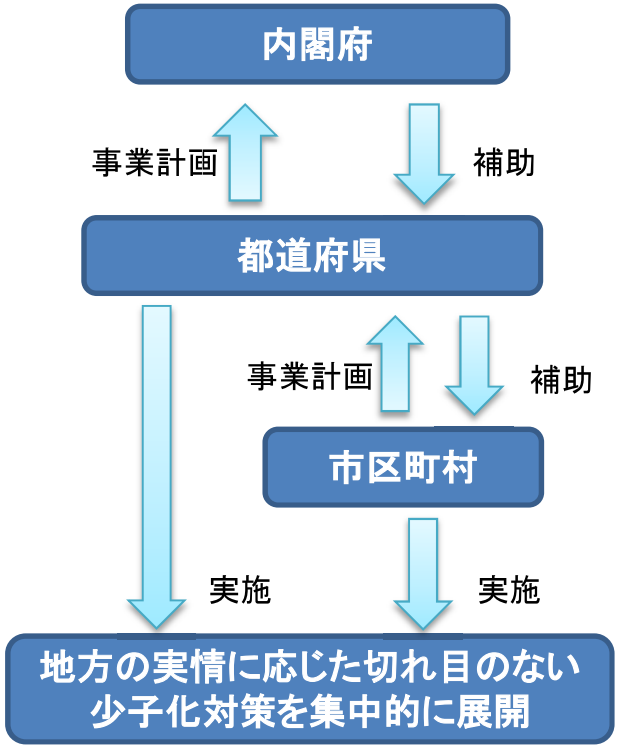

国・地方が連携した少子化対策の相乗効果